

令和5年度

株式会社神戸ウォーターフロント開発機構
事業概要

港湾局

目 次

I	会社設立の趣旨	1
II	会社の概要	2
III	定款	4
IV	令和4年度事業報告	
1	事業実施の概要	12
2	損益計算書	14
3	貸借対照表	15
4	損益明細書	16
V	令和5年度事業計画	
1	事業計画の概要	17
2	予定損益計算書	18
3	予定貸借対照表	19
4	予定損益明細書	20
	(参考) 財務状況推移	21

I 会社設立の趣旨

神戸港のウォーターフロントエリアは、「『港都 神戸』グランドデザイン」（平成23年3月策定）の土地利用方針及びその実現に向け、今後、概ね10年間で取り組むべき施策の方向性を示した「神戸ウォーターフロントビジョン」（令和4年12月策定）に沿って再開発を進めている。ウォーターフロントのまちづくりは広範囲かつ多岐にわたり、長期に及ぶことから、全体の将来像を踏まえつつ、多様な都市機能、統一感のある街並み形成を誘導する仕組みが重要となる。

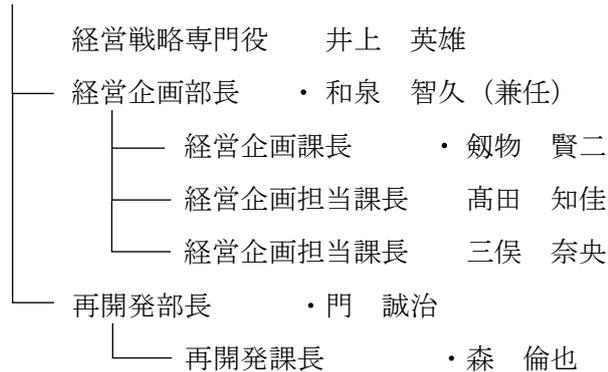
そのため、まちづくりに関わる多様な主体が一体となって、順次形成されるエリアのマネジメントや地域活性化等の先導的役割を担い、魅力的で持続性のある都心・ウォーターフロントの形成を目指すことを目的として、当会社を設立した。

II 会社の概要

- 1 商 号 株式会社神戸ウォーターフロント開発機構
- 2 所 在 地 神戸市中央区新港町11-1 ジーライオンアワーズビル4階
- 3 設 立 令和3年5月31日
- 4 資 本 金 45,000千円（出資金総額 90,000千円 うち、神戸市出資額 90,000千円）
- 5 組 織

代表取締役社長 ・ 岡口 憲義（一般社団法人神戸観光局 副会長）

常務取締役 ・ 和泉 智久



・ 印は本市派遣職員

○ 印は本市を退職した職員（退職派遣を除く）

6 社 員 数

令和5年7月1日現在

所 属	専門役	部 長	課 長	主 査	合 計
経営企画部	1 (0)	—	3 (1)	—	4 (1)
再開発部	—	1 (1)	1 (1)	1 (0)	3 (2)
合 計	1 (0)	1 (1)	4 (2)	1 (0)	7 (3)

※ () 内は本市派遣職員で、内数を表す。

7 役 員

令和5年7月1日現在

役職名	氏 名	兼 務 する 主 な 職 業
代表取締役社長	岡 口 憲 義	一般社団法人神戸観光局 副会長
常務取締役	和 泉 智 久	
取 締 役	加 藤 栄 一	三菱倉庫株式会社 神戸支店長
〃	長谷川 憲 孝	神戸市港湾局長
〃	河 上 哲 也	株式会社三井住友銀行 公共・金融法人部 部長
監 査 役	綴 木 公 子	さくら萌和有限責任監査法人公認会計士

Ⅲ 定 款

第1章 総則

第1条（商号）

当社は、株式会社神戸ウォーターフロント開発機構と称し、英文では、Kobe Waterfront Development Inc. と表示する。

第2条（目的）

当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. ウォーターフロント開発に関する情報の調査、収集及び提供
2. ウォーターフロント開発に関する事業の企画、調整、支援及び運営の受託等
3. ウォーターフロント開発事業の実施
4. 景観形成、地域の賑わい創出等エリアマネジメントに関する企画、調整及び運営
5. 各種研修・講演会の企画及び実施
6. 公共公益施設等の利活用、管理及び運営
7. 公共公益施設等の設計、建設、整備及び修繕
8. 不動産の売買、賃貸借及び管理
9. 知的財産権の取得、使用、管理及び使用許諾
10. 広告及び宣伝等に関する業務
11. 前各号に付帯又は関連する一切の事業

第3条（本店の所在地）

当社は、本店を兵庫県神戸市に置く。

第4条（公告の方法）

当社の公告方法は、電子公告による方法とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告ができない場合の公告方法は、官報に掲載する方法とする。

第2章 株式

第5条（発行可能株式総数）

当社の発行可能株式総数は、20,000株とする。

第6条（株券の不発行）

当社の株式については、株券を発行しない。

第7条（株式の譲渡制限）

当会社の発行する株式の譲渡による取得については、取締役会の承認を要する。

第8条（相続人等に対する売渡しの請求）

当会社は、相続その他の一般承継により、当会社の株式を取得した者に対し、当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。

第9条（株主名簿記載事項の記録等の請求）

当会社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、当会社所定の書式による請求書に、株式取得者と、その取得した株式の株主として株主名簿に記載もしくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人が、署名又は記名押印し、当会社に共同して提出しなければならない。ただし、法務省令の定める事由による場合は、株式取得者が単独で請求することができ、その場合には、その事由を証する書面を提出しなければならない。

第10条（自己株式取得の場合の売主追加請求権の排除）

当会社は、株主総会の決議によって、特定の株主からその有する株式の全部又は一部を取得することができる。

2 前項の場合、当該特定の株主以外の株主は、自己を売主に追加することを請求することができない。

第11条（質権登録及び信託財産の表示）

当会社の株式につき、質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の様式による請求書に当事者が署名又は記名押印し、当会社に提出しなければならない。その変更又は表示の抹消についても同様とする。

第12条（株主割当てによる募集株式の発行）

株主に株式の割当てを受ける権利を与えて募集株式の発行を行う場合には、会社法第199条第1項各号に掲げる募集事項及び第202条第1項各号に掲げる事項は、取締役会の決議により定める。

第13条（手数料）

第9条及び第11条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

第14条（基準日）

当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度にかかる定時株主総会において、権利を行使することができる株主とする。

2 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため、必要があるときは、取締役はあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

第15条（株主の住所等の届け出）

当会社の株主及び登録株式質権者、信託株式の受託者又はその法定代理人は、その氏名又は名称、住所及び印鑑を所定の書式により当会社に届け出るものとする。

2 前項の届出事項に変更があったときも同様とする。

第3章 株主総会

第16条（株主総会の招集）

定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日より3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて随時これを招集する。

第17条（株主総会の招集権者及び議長）

株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長がこれを招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会が定めた順位に従い、他の取締役がこれにあたる。

第18条（株主総会の招集手続）

株主総会を招集するには、株主総会の日前の1週間前までに、議決権を行使することができる株主に対して招集通知を発するものとする。ただし、書面投票又は電子投票を認める場合は、株主総会の日前の2週間前までに招集通知を発するものとする。

2 株主総会は、前項の規定にかかわらず、その総会において議決権を行使することができる株主の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

第19条（株主総会の決議事項）

株主総会は、法令又は定款で定める事項を決議する。

第20条（株主総会の決議方法）

株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

第21条（株主総会の決議の省略）

取締役又は株主が株主総会の目的である事項について提案をした場合において、当該事項について議決権を行使することができる株主の全員が当該提案につき書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

第22条（株主総会における議決権の代理行使）

株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。この場合、株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。

第23条（株主総会の議事録）

株主総会の議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、議事録に記載又は記録する。

第4章 取締役

第24条（取締役会の設置）

当社には、取締役会を置く。

第25条（取締役の員数）

当社の取締役は、3名以上とする。

第26条（取締役の選任）

当社の取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数による賛成をもって選任するものとする。取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

第27条（取締役の任期）

取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠あるいは増員のため選任された取締役の任期は、前任者の任期あるいは他の在任取締役の任期が満了すべき時までとする。

第28条（代表取締役）

当社は、取締役会の決議により、当社を代表する取締役を選定するものとする。

2 代表取締役は、会社を代表し、会社の業務を執行する。

第29条（役付取締役）

当社は、取締役会の決議により、代表取締役の中から社長1名を選定し、必要に応じて取締役の中から常務、専務その他役付取締役を選定できるものとする。

第30条（業務執行）

社長は、当会社の業務を統轄し、他の取締役は、社長を補佐してその業務を分掌する。

2 社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順位に従い、他の取締役が社長の職務を代行する。

第31条（取締役の責任免除）

当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役（取締役であった者を含む。）の同法第423条第1項の損害賠償責任を、当該取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合は、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

第32条（非業務執行取締役との責任限定契約）

当会社は、会社法第427条第1項の規定により、業務執行取締役等であるものを除く取締役（以下「非業務執行取締役」という。）との間で、同法第423条第1項に定める責任に関し、当該非業務執行取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合は、法令の定める額を限度とする旨の契約を締結することができる。

第33条（取締役の報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務遂行の対価として当会社から受け取る財産上の利益（以下「報酬等」という）は、株主総会の決議により定める。

第5章 取締役会

第34条（取締役会の招集権者及び議長）

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長となる。

2 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会が定める順位に従い、他の取締役が前項の任に当たる。

第35条（取締役会の招集手続）

取締役会の招集通知は、会日の1週間前までに各取締役及び各監査役に発することを要する。ただし、緊急を要する場合はこの期間を短縮することができる。

2 取締役及び監査役全員の同意がある場合には、前項の期間を短縮し、又は通知を省略してこれを開催することができる。

第36条（取締役会の決議方法）

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

第37条（取締役会の決議の省略）

取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

第38条（取締役会の議事録）

取締役会の議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、議事録に記載又は記録し、議長及び出席取締役並びに出席監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。

第39条（取締役会規程）

取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第6章 監査役

第40条（監査役の設置）

当会社には、監査役を置く。

第41条（監査役の員数）

当会社の監査役は、1名以上とする。

第42条（監査役の選任）

当会社の監査役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数による賛成をもって選任するものとする。

第43条（監査役の任期）

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期が満了すべき時までとする。

第44条（監査役の責任免除）

当会社は、会社法第426条第1項の規定により、監査役（監査役であった者を含む。）の同法第423条第1項の損害賠償責任を、当該監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合は、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

第45条（監査役との責任限定契約）

当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、同法第423条第1項に定める責任に関し、当該監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合は、法令の定める額を限度とする旨の契約を締結することができる。

第46条（監査役の報酬等）

監査役の報酬等は、株主総会の決議により定める。

第7章 計算

第47条（事業年度）

当社の事業年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとし、その末日を決算期とする。

第48条（剰余金の配当）

当社は、株主総会の決議によって、毎事業年度末日最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、剰余金の配当をすることができる。

2 配当金には、利息をつけないものとする。

3 配当金が支払開始の日から3年以内に受領されないときは、当社は支払義務を免れるものとする。

附則

第49条（設立に際して発行する株式）

当社の設立に際して発行する株式の総数は、9,000株とし、その発行価額は、1株につき金1万円とする。

第50条（設立に際して出資される財産の価額及び成立後の資本金の額）

当社の設立に際して出資される財産の価額は、金9,000万円とする。

2 当社の成立後の資本金の額は、金4,500万円とする。

第51条（最初の事業年度）

当社の最初の事業年度は、当社成立の日から令和4年3月31日までとする。

第52条（発起人）

発起人の名称、住所及び発起人が設立に際して割当てを受ける設立時発行株式の数並びに設立時発行株式と引換えに払い込む金銭の額は、次のとおりとする。

兵庫県神戸市中央区加納町六丁目5番1号

発起人 神戸市

割当てを受ける株式の数 9,000株

払い込む金銭の額 金9,000万円

第53条（定款に定めのない事項）

本定款に定めのない事項については、会社法その他の法令の定めるところによる。

IV 令和4年度事業報告

1 事業実施の概要

令和4年度は、リニューアル後の神戸ポートタワーの運営開始に向け、運営事業者の募集及び決定を行った。また、エリアマネジメントの取り組みとして、周辺事業者等とともに新港突堤西エリアのビジョン策定に取り組んだほか、夜間景観の魅力向上を図るため、エリア全体の夜間景観整備の検討を進めた。加えて、本市と都市利便増進協定を締結し、公共空間や公共施設を活用した賑わいの創出を行ったほか、前年度に引き続き、ウォーターフロントエリアの情報発信として、エリア内の各施設を運営する事業者と協力・連携し、多様なプロモーション活動を実施した。

(1) まちづくり事業

新港突堤西エリアのビジョンについて、当該エリアの課題共有や将来像について考えるワークショップを周辺事業者等と複数回実施し、まちづくりについて興味、関心を持ってもらうとともに、来訪者へのアンケートやワークショップを通じて出た意見を取り入れたビジョンの策定に取り組んだ。また、ウォーターフロントエリア全体の夜間景観の魅力向上を図るため、夜間景観整備の検討を進めた。

プロモーション活動については、前年度に引き続き「神戸ウォーターフロントアートプロジェクト」を実施し、リニューアル工事中の神戸ポートタワーでのプロジェクションマッピングに加え、神戸ポートタワーと神戸海洋博物館を連動させた光と音の演出や、まちの壁や建物にポर्टレートを貼る「ペイスティング」というアート手法を用いた、世界的アーティストとのコラボレーションによる参加型イベント「Inside Out Project KOBE」を開催した。また、ホームページやSNS、ラジオなどの各メディアを通じて、当社が行うイベントを含むウォーターフロントエリアの情報発信を行うとともに、市内や他都市での現地プロモーションやモニタリングツアーを実施した。

(2) 再開発事業

リニューアル後の神戸ポートタワーの運営開始に向け、事業要件の整理等を行い、当社とともに運営を行う事業者の募集及び決定を行った。また、本市が策定した「新港第1～第2突堤間における水域活用計画」を踏まえた水域活用の事業化の検討やその他の次期再開発に関する企業誘致活動を実施した。

(3) 公共空間活用事業

ウォーターフロントエリアのまちづくりを担う都市再生推進法人として、令和4年7月に本市へ当該エリアにおける都市再生整備計画案を提案した。この計画を基に本市と都市利便増進協定を締結し、リニューアル工事中の神戸ポートタワーでのプロジェクションマッピングやメリケンパーク内のライトアップを活用した賑わいの創出を実施したほか、本市が神戸港湾労働者福祉

センター跡地に整備した駐車場の管理運営を開始した。

また、エリア内の移動手段の多様化、回遊性向上に向けた検討として、民間事業者による事業化の観点を含めた、次世代モビリティを活用した移動体験に関する実証実験をメリケンパーク内で実施した。

そのほか、前年度に引き続き、当該エリアを中心とした街歩きイベント（シティロゲイニング in KOBE）を開催し、賑わい創出の一助となる取り組みを行った。

2 損益計算書

(令和4年4月1日～令和5年3月31日、単位：円)

費用の部		収益の部	
科目	金額	科目	金額
営業費用	255,450,048	営業収益	308,002,052
ウォーターフロント関係事業費	255,450,048	ウォーターフロント関係事業収入	308,002,052
一般管理費	51,581,972		
特別損失	616,885	営業外収益	7,095,234
固定資産除去額	616,885	受取利息	2,009
		雑収入	7,093,225
合計	307,648,905	合計	315,097,286
		税引前当期純利益	7,448,381
		法人税、住民税及び事業税	1,814,507
		法人税等調整額	1,152,423
		当期純利益	4,481,451
		前期繰越利益剰余金	14,028,979
		繰越利益剰余金	18,510,430

※ 神戸市からの収入

(1) 負担金 162,032 千円

(2) 受託料 134,114 千円

3 貸借対照表

(令和5年3月31日現在、単位：円)

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	222,983,231	(負債の部)	133,091,015
現金及び預金	86,933,035	流動負債	128,416,295
前渡金	110,000	未払金	106,255,403
未収入金	130,558,690	未払費用	516,583
繰延税金資産	1,656,606	未払法人税等	92,500
未収還付法人税等	3,724,900	未払消費税等	2,417,200
		預り金	905,166
固定資産	18,618,214	仮受金	14,966,467
有形固定資産	6,618,348	賞与引当金	3,262,976
建物	3,922,029		
建物附属設備	2,385,265	固定負債	4,674,720
工具器具備品	311,054	預り敷金	4,674,720
投資その他の資産	11,999,866		
敷金	11,653,920	(純資産の部)	108,510,430
繰延税金資産	345,946	株主資本	108,510,430
		資本金	45,000,000
		資本剰余金	45,000,000
		資本準備金	45,000,000
		利益剰余金	18,510,430
		その他利益剰余金	18,510,430
		繰越利益剰余金	18,510,430
資産合計	241,601,445	負債及び純資産合計	241,601,445

4 損益明細書

(1) 収入内訳表

(単位：円)

区 分	合 計	内 訳			
		事 業 収 入	受 託 収 入	負 担 金 収 入	そ の 他
ウォーターフロント関係事業収入	308,002,052	11,856,367	134,113,956	162,031,729	—
受 取 利 息	2,009	—	—	—	2,009
雑 収 入	7,093,225	—	—	—	7,093,225
合 計	315,097,286	11,856,367	134,113,956	162,031,729	7,095,234

(2) 支出内訳表

(単位：円)

区 分	合 計	内 訳			
		人 件 費	物 件 費	減 価 償 却 費	そ の 他
ウォーターフロント関係事業費	255,450,048	33,924,175	221,056,927	468,946	—
一 般 管 理 費	51,581,972	30,701,049	20,323,662	557,261	—
特 別 損 失	616,885	—	—	—	616,885
合 計	307,648,905	64,625,224	241,380,589	1,026,207	616,885

(3) 収支内訳表 (営業収支)

(単位：円)

区 分	収 入	支 出	収 支 差
ウォーターフロント関係事業費	308,002,052	255,450,048	52,552,004
一 般 管 理 費	—	51,581,972	△51,581,972
合 計	308,002,052	307,032,020	970,032

V 令和5年度事業計画

1 事業計画の概要

令和5年度は、前年度まで進めてきた新港突堤西エリアのビジョン策定の議論を踏まえ、エリア内のパートナーシップ構築に向けた取り組みを事業者等と進めるほか、エリア全体の景観照明の連動による夜間景観の魅力向上等、エリアマネジメントの推進を図る。また、「神戸ウォーターフロントアートプロジェクト」の継続実施など、多様なプロモーション活動を進めていく。さらに、新港第1～第2突堤間における水域活用の早期事業化や、神戸ポートタワーのリニューアルに向けた準備を選考事業者と進めるとともに、都市再生推進法人の指定を受けたまちづくり会社として、公共空間や公共施設を活用した事業をさらに展開することにより、安定的な収益確保を図り、自立的な経営体制の確立へと繋げていく。

(1) まちづくり事業

- ア 新港突堤西エリア進出事業者等のパートナーシップ構築に向けた会議体の設置及び協働した取り組みの推進
- イ ウォーターフロントエリアにおける景観照明の一括制御システムの検討及び新たな光の演出の企画
- ウ 神戸の街とアートを掛け合わせたイベント「神戸ウォーターフロントアートプロジェクト」の継続及び新たな展開の実施
- エ ウォーターフロントエリア内の各施設を運営する事業者との協力・連携による多様な媒体を通じたプロモーション活動の実施

(2) 再開発事業

- ア 神戸ポートタワー運営に向けた選考事業者との運営体制構築や内装整備監理、管理計画の作成等の準備
- イ 新港第1～第2突堤間水域活用の早期事業化や第2突堤基部倉庫解体後の跡地活用など、次期再開発の具体化に向けた、事業スキームの検討及び事業要件整理の実施

(3) 公共空間活用事業

- ア メリケンパーク内ステージに設置されたビジョン等による情報発信や神戸ポートタワー等のライトアップを活用した賑わいの創出、新港第1突堤西側におけるイベントスペースの整備・活用によるウォーターフロントエリアへの誘客及びこれらの事業展開による収益の確保
- イ 回遊性向上に資する次世代モビリティ等の導入に向けたサポート及び駐車場運営等の取り組み

2 予定損益計算書

(令和5年4月1日～令和6年3月31日、単位：千円)

費用の部		収益の部	
科目	金額	科目	金額
営業費用	248,052	営業収益	265,890
ウォーターフロント関係事業費	248,052	ウォーターフロント関係事業収入	265,890
一般管理費	45,071	営業外収益	37,259
		受取利息	2
		雑収入	37,257
合計	293,123	合計	303,149
		税引前当期純利益	10,026
		法人税、住民税及び事業税	4,010
		当期純利益	6,016
		前期繰越利益剰余金	18,510
		繰越利益剰余金	24,526

※ 神戸市からの収入

- (1) 負担金 177,273 千円
(2) 受託料 77,417 千円

3 予定貸借対照表

(令和6年3月31日現在、単位：千円)

資 産 の 部		負 債 及 び 純 資 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	116,333	(負 債 の 部)	20,191
現金及び預金	114,336	流 動 負 債	15,365
未 収 入 金	340	未 払 金	5,869
繰延税金資産	1,657	未 払 費 用	511
		未払法人税等	3,104
固 定 資 産	18,384	未払消費税等	1,797
有形固定資産	5,898	預 り 金	872
建 物	3,692	賞与引当金	3,212
建物附属設備	2,058		
工具器具備品	148	固 定 負 債	4,826
投資その他の資産	12,486	預 り 敷 金	4,826
敷 金	12,140		
繰延税金資産	346	(純 資 産 の 部)	114,526
		株 主 資 本	114,526
		資 本 金	45,000
		資 本 剰 余 金	45,000
		資 本 準 備 金	45,000
		利 益 剰 余 金	24,526
		そ の 他 利 益 剰 余 金	24,526
		繰越利益剰余金	24,526
資 産 合 計	134,717	負 債 及 び 純 資 産 合 計	134,717

4 予定損益明細書

(1) 収入内訳表

(単位：千円)

区 分	合 計	内 訳			
		事 業 収 入	受 託 収 入	負 担 金 収 入	そ の 他
ウォーターフロント関係事業収入	265,890	11,200	77,417	177,273	—
受 取 利 息	2	—	—	—	2
雑 収 入	37,257	—	—	—	37,257
合 計	303,149	11,200	77,417	177,273	37,259

(2) 支出内訳表

(単位：千円)

区 分	合 計	内 訳			
		人 件 費	物 件 費	減 価 償 却 費	そ の 他
ウォーターフロント関係事業費	248,052	41,218	206,671	163	—
一 般 管 理 費	45,071	21,177	23,337	557	—
合 計	293,123	62,395	230,008	720	—

(3) 収支内訳表 (営業収支)

(単位：千円)

区 分	収 入	支 出	収 支 差
ウォーターフロント関係事業費	265,890	248,052	17,838
一 般 管 理 費	—	45,071	△45,071
合 計	265,890	293,123	△27,233

(参考) 財務状況推移

(単位：千円)

		令和3年度	令和4年度	3→4増減
損益計算書 (P/L)	営業利益	18,105	970	▲ 17,135
	営業収益	206,794	308,002	101,208
	営業費用	188,689	307,032	118,343
	うち販売費及び一般管理費	142,737	241,381	98,644
	うち人件費	44,247	64,625	20,378
	うち減価償却費	1,704	1,026	▲ 678
	営業外利益	2,723	7,095	4,372
	営業外収益	3,219	7,095	3,876
	営業外費用	496	0	▲ 496
	うち支払利息	0	0	0
	経常利益	20,829	8,065	▲ 12,764
	特別利益	0	▲ 617	▲ 617
	特別利益	0	0	0
	特別損失	0	617	617
	法人税等	6,800	2,967	▲ 3,833
当期純利益	14,029	4,481	▲ 9,548	
前期繰越利益剰余金	0	14,029	14,029	
繰越利益剰余金	14,029	18,510	4,481	
貸借対照表 (B/S)	資産合計	242,002	241,601	▲ 401
	流動資産	222,467	222,983	516
	固定資産	19,536	18,618	▲ 918
	うち建物	4,152	3,922	▲ 230
	負債合計	137,973	133,091	▲ 4,882
	流動負債	137,973	128,416	▲ 9,557
	うち短期借入金	0	0	0
	固定負債	0	4,675	4,675
	うち長期借入金	0	0	0
	純資産合計	104,029	108,510	4,481
	株主資本	104,029	108,510	4,481
資本金	45,000	45,000	0	
資本剰余金	45,000	45,000	0	
利益剰余金	14,029	18,510	4,481	
評価換算差額等	0	0	0	